（美容師養成施設指定規則の一部改正）

第二十四条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定に係る美容師養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同条第四項を削る。

第五条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削る。

第六条から第九条までの規定中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

第十一条及び第十二条第一項中「厚生労働大臣」を「指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第二十五条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「厚生労働大臣」の下に「（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）」を加える。

第四条第一項中「厚生労働大臣」の下に「（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び第七条において同じ。）」を加え、同条第二項中「除く。）」の下に「、同項第七号に掲げる事項（専任教員に関する事項に限る。）」を加える。

第八条第一項中「厚生労働大臣」の下に「（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）」を加える。

第九条中「又は」を「、若しくは」に改め、「従わないとき」の下に「、又は次条の規定による申請があったとき」を加える。

第十条中「、厚生労働大臣」の下に「（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）」を、「を厚生労働大臣」の下に「（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）」を加える。

第十一条の見出し及び表以外の部分中「養成施設等」を「学校」に改め、同条の表第三条第一項の項中欄中「厚生労働大臣」の下に「（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）」を加え、同表第四条第一項の項中欄中「設置者」を「指定養成施設等の設置者」に改め、「厚生労働大臣」の下に「（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び第七条において同じ。）」を加え、同項下欄中「所管大臣」を「法第七条第二号又は第三号の指定を受けた学校であって国の設置するもの（以下「国設置指定学校」という。）の所管大臣」に改め、同表第四条第二項の項を削り、同表第四条第三項の項の上欄中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項中欄中「設置者」を「指定養成施設等の設置者」に改め、同項下欄中「所管大臣」を「国設置指定学校の所管大臣」に改め、同表第七条の項中欄中「設置者」を「指定養成施設等の設置者」に改め、同項下欄中「所管大臣」を「国設置指定学校の所管大臣」に改め、同表第八条第一項の項を次のように改める。

第八条第一項	厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）	厚生労働大臣
	指定養成施設等	国設置指定学校
	設置者又は長	所管大臣

第十一条の表第八条第二項の項を次のように改める。

第八条第二項	指定養成施設等	国設置指定学校
	設置者又は長	所管大臣
	指示	勧告

第十一条の表第九条の項中欄中「第五条」を「指定養成施設等が第五条」に、「又は」を「、若しくは」に改め、「指示に従わないとき」の下に「、又は次条の規定による申請があったとき」を加え、同項下欄中「第五条」を「国設置指定学校が第五条」に改め、「基準に適合しなくなったとき」の下に「、又は次条の規定による申し出があったとき」を加え、同表第十条の項を次のように改める。

第十条	指定養成施設等	国設置指定学校
	厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）	厚生労働大臣
	設置者	所管大臣
	次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない	次に掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする

第十一条の次に次の一条を加える。

（都道府県の設置する養成施設の適用除外）

第十一条の二　都道府県の設置する養成施設については、第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定は適用しない。

第十二条第一項中「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等」を「学校」に、「養成施設等に」を「学校に」に改め、同条第三項中「養成施設等」を「学校」に改め、同項第二号中「第一項及び第三項」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二十六条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の四十第一項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第百四十条の四十二中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「その旨を」の下に「、厚生労働大臣又は法第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は」を、「指定を行った市町村長に」の下に「、同項第一号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定を行った市町村長に」を加える。

第百六十五条の三を次のように改める。

第百六十五条の三　削除

第百六十五条の四第六号中「法第百九十七条第四項」を「法第百九十七条第五項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部改正）

第二十七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百四十条の四十一項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第百六十五条の三を次のように改める。

第百六十五条の三　削除